

平成28年度早期退職募集実施要項及び認定応募者数公表

京都府市町村職員の退職手当に関する条例第10条の6の規定により、早期退職募集実施要項及び認定を受けた応募者の数を公表します。

【平成28年度早期退職募集実施要項】

平成28年度 早期退職募集に係る募集実施要項

今般、次のとおり早期退職希望者の募集（京都府市町村職員の退職手当に関する条例（昭和38年京都府市町村職員退職手当組合条例第1号。以下「条例」という。）第10条の6第1項）を行う。

1 募集の目的

条例第10条の6第1項第1号（職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集）

2 募集の対象

京都府市町村職員の退職手当に関する条例第3条の適用を受ける職員で、平成29年3月31日における年齢が45歳以上の職員とする。
ただし、平成28年度中に60歳に達する職員については、適用しない。

3 募集人数

若干名

4 募集期間

平成28年7月1日から平成28年9月30日

5 退職すべき期日（又は期間）

平成29年3月31日

6 応募の手続又は取下げの手続

「共有フォルダ・様式集」「早期退職募集制度」内の様式第13号の3又は、様式第13号の4を総務課に提出

7 認定又は不認定の通知時期

認定・不認定後遅滞なく通知する。

8 募集に関する問合せ連絡先

総務課

（注意事項）

1 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 条例第3条第2項の規定により職員とみなされる者
 - (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
 - (3) この募集に係る退職すべき期日又は退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 2 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。
- (1) 応募が募集実施要項又は条例第10条の6第9項の規定に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - (3) 応募者が条例第10条の6第11項第2号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

【平成28年度認定応募者の数】

0名